1 はじめに

「(仮称)札幌市町内会に関する条例」 の検討に当たっては、条例素案の検討と併せ、市が実施すべき町内会への支援策も検討していくこととし、条例素案、支援策案とも、地域の皆さまのご意見をお伺いしながら丁寧に検討を進めていくこととしております。

そこで、昨年の10月下旬から12月上旬にかけ、町内会の皆様からご意見を伺うための場として、「意見交換会」を各区において開催させていただきました。皆様から ご意見を伺うにあたり、条例素案と支援策案のそれぞれの「たたき台」をお示しさせていただいたところ、条例と支援策あわせて約2,600件の貴重なご意見をいただき、 誠にありがとうございました。

このたび、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、条例素案の(案)と支援策案の(案)を作成いたしました。今後、条例素案と支援策案の作成を進めるため、皆様から改めてご意見を賜りたく思いますので、ご検討をいただければ幸いです。

2 条例と支援策の検討の流れ



3 条例素案の(案)について

1 前 文

町内会は、市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化や冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

近年、超高齢社会の進展に伴う社会的弱者の増加や、自然災害の増加に伴い、子どもや高齢者の日頃の見守りや非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、時代を超え、世代を超えてしっかりと共有していくことが必要です。

札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

【基本的事項】

2 目 的

町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方や市の責務等を明らかにすることによって、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とします。

3 定義

「町内会」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、札幌市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体とします。

4 基本的な考え方

町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとします。

- (1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域の一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき団体であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。
- (3) 町内会の活動は、地域住民の交流によって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。
- (4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

5 町内会の地域における役割

- (1) 町内会は、地縁に基づく団体として、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとします。
- (2) 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動 状況や運営に関する情報を積極的に提供することや公開することなどにより、開かれた運営に努めるものとします。
- (3) 町内会は、地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるものとします。
- (4) 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、その他地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとします。

6 地域住民の役割

地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域の一員であることを認識し、町内会の意義や

重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加や協力に努めるものとします。

7 事業者の役割

- (1) 事業者は、自らも地域の一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義や重要性を理解し、町内会の活動への参加や協力に努めるものとします。
- (2) 住宅の建築や販売、賃貸や管理(これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。)を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者及び入居している者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の設立に資する情報の提供に努めるものとします。
- (3) 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとします。

8 市の責務等

- (1) 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義や重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するものとします。
- (2) 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとします。
- (3) 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置を講じるよう努めるものとします。
- (4) 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義や重要性を理解し、その活動の更なる活性化を推進する 視点に立って、職務を遂行するものとします。
- (5) 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理解と関心を深めるよう努めるものとします。

【町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策】

9 加入促進等

市は、地域住民の自発的な町内会への加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとします。

10 町内会の負担の軽減

市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとします。

11 広報啓発等

市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解と関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加や協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとします。

12 人材の育成等

市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとします。

13 意見交換会等

市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、実施する際には、町内会の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会や意向調査等を実施するものとします。

14 推進体制の整備

市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとします。

15 施策の実施状況の公表

市長は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策の実施状況を毎年度公表するものとします。

16 財政上の措置

市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

・良好な地域社会の維持・形成を目的として、札幌市内の一定の区域内に所

在する世帯や事業所などの地縁によって作られた、町内会・自治会などの

団体

市) 市民自治推進課

※丸つき数字のご意見は「町内会との意見交換会における意見集計結果【条例】」の欄外の数字に対応します

域的な共同活動を行うことを目的として、札幌市内の一定の区:宅、共同住宅等の別な

域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治
く、個人、事業者、団体

会等の団体とします。

条例素案(案) 説明 条例の考え方(たたき台)(R3 年度意見交換会資料) 町内会からのご意見 1 前文(町内会・自治会に対する基本的な認識) 1 前 文 ⑤町内会の公共性を明記すべき(ごみステーション ○これまでの札幌のまちと町内会の関係を説明します 町内会は、市内の各地域において、日常の交流を通じて、地・町内会の皆様に取り組 管理、除排雪) ・札幌は北方圏の拠点都市として大きな発展を遂げてきたまち 域住民の福祉や防災・防犯、環境美化や冬季の除排雪など、多んでいただいているこ ・町内会は札幌の発展に大きく貢献してきた ③町内会加入の必要性やメリットを示すべき。 との例を具体的に表現 岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核と ⑧町内会活動が何をしているのか分からないという ・札幌市はまちづくりセンターや区を通じ、町内会を支援してきた しました。 ○町内会を取り巻く環境の変化を説明します して、札幌市の発展に大きく寄与してきました。 声があるので、具体的な例があると良い。 ・少子高齢化、世帯構成の変化、生活環境の変化 (共働き世帯の増加など) しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加など ・生活形態や個人の価値観の多様化 ⑪地縁が薄れてきていることの現状認識とその問題 による居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様 ・町内会加入率の低下 を明記すべき。 化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢 ・町内会役員の高齢化、担い手不足 ⑥ 「住居形態の変化 (集合住宅の増加) | を追加すべ ・町内会の担い手不足による町内会活動の停滞 (活動の縮小、担い手の固定化) 化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下し ・超高齢社会の進展に伴う社会的弱者の増加や、自然災害の増加に伴う「互助」 ていくことが危惧されています。 が必要な場面の増加 近年、超高齢社会の進展に伴う社会的弱者の増加や、自然災 〇町内会の意義を明示します--①町内会の役割の「互助」について、具体にわかり 「互助 | 「親睦 | という 害の増加に伴い、子どもや高齢者の日頃の見守りや非常時の助 ・町内会は地縁に基づいて形作られた団体 やすく冒頭に表記すべき。 語にこだわらず、より け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増 →日々の生活で発生する地域の様々なことを共有できる存在 ②「防災」、「子育て」などの言葉を使わず、「互助」、 分かりやすく身近な言 加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持に葉で表現しました。 ・町内会の存在意義は「互助」と「親睦」 「親睦」という言葉だけでは分かりにくい。 ▶「互助」により一人ではできない課題の解決、良好な生活環境の維持につながる のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域 ③町内会は必ずしも「互助」と「親睦」だけではな ▶「親睦」によりお互いの顔が見え、日常の安心、非常時の機敏な動きにつながる 住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。 ・暮らしやすい地域コミュニティを実現するためには、その核となる町内会の ④町内会の意義の「互助」の必要性を強調すべき。 こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミ 「互助」と「親睦」による活動が不可欠であり、将来にわたって維持される ⑭町内会は震災時等の非日常の部分でも大変な役割 ユニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地 べきもの を担っている。それには、市の援助が必要で、市 ○条例制定の意義を明示します 域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であ との連携が大切。 るということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、 ・町内会活動の理念的なよりどころとなるもの ⑩住民間の連携を深め、地域の課題解決やビジョン ・町内会が地域コミュニティにおいて重要な役割を担っており、今後も維持存 時代を超え、世代を超えてしっかりと共有していくことが必要 のメッセンジャーとして町内会が重要と明記すべ 続すべきということを町内会、市、地域住民、事業者がしっかりと認識して です。 いくためのもの ,≉ 札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基 ・市、地域住民、事業者が一体となって町内会を支えるためのもの 本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めていま ・札幌市が町内会の活動を支援することを表明するもの (1) (良好な地域コミュニティ)とあるが良好という。 す。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会 ・自治基本条例とまちづくり活動促進条例を踏まえ、さらに町内会に関する内 のはわかりにくいので安心に暮らせるまち等の方 容に特化して、地域の町内会活動を将来にわたって支えるもの一 の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となっ が良いのではないか。 ○札幌市の目指す姿を明示します て支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継 ・より豊かで明るく暮らしやすいまち(良好な地域コミュニティ)を未来の世 承していくため、この条例を制定します。 代に継承していく 郊分かりやすく身近な言葉で書いてほしい。 ・それらを実現するための地域の核として、札幌市は、町内会の維持存続(発 展)を支援する 【基本的事項】 2 条例制定の目的 2 目 的 ○この条例の制定によって目指す方向性を明示します 町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持される (6)町内会における一番の問題は加入率の低下と高齢 ・町内会が地域コミュニティにおいて重要な役割を担っている、というこ べき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の 化であり、それにどう対処していくかである。町 とを市民、企業、行政がしっかりと認識していく 維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方や市の責務等 内会の存続の「意義」とは何かを明確に示す必要 ・安全安心で暮らしやすい地域コミュニティを築くために欠くことのでき を明らかにすることによって、町内会の維持及び発展を図り、 がある。 ない町内会の維持存続に寄与する。 もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的としま す。 3 定義 3 定 義 「一定の区域に住所を ○この条例でいう「町内会」とはどのようなものか明示します 「町内会」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地:有する者」には、戸建住

切「地域的な共同活動を行う団体」の性格付けを盛

り込むべき。

などが含まれます。

3 条例素案の(案)について (たたき台との比較) 2/4

条例素案(案) 条例の考え方 (たたき台) (R3 年度意見交換会資料) 町内会からのご意見 4 基本理念 4 基本的な考え方 ○条例を制定するうえで基本となる考え方(町内会を維持存続していくた (18)理念には目標を示さなければならない。「魅力ある」 めに心掛けるべきこと) を明示します な考え方として行われるものとします。 地域づくりのための目標しというような形にしな ・町内会が地域コミュニティにおいて重要な役割を担い、今後も維持存続 (1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域の一員で いと理念にならない。 すべきもの、ということを市民、企業、行政がしっかりと認識し、認識を ⑨住民同士の交流・情報交換を醸成し、もって地域 社会の安全、住民が安心して普通の暮らしを送る 共有していく 取り組むものであること。 ことのできる環境を作り、問題があれば皆で一緒 ・地域住民のお互いの協力の下、自主的に町内会の活動を行う (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持され: の構成を変更しました に考え解決するということに尽きる。 ・地域住民の相互の理解に基づき、様々な価値観や自主性を尊重する ⑩地域コミュニティをどう維持させるのかというこ び市が認識し、その認識を共有するものであること。 とが基本理念になるのではないか。 ②町内会の自立、独自性を尊重し、市が介入しない ながら、自主的に行われるものであること。 ことを明文化すべき。 (4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住 のであること。 5 町内会に関わる主体の役割 〈基本的な考え方〉 町内会に関わる各主体(町内会、市、地域住民、事業者)それぞれが、町 ②「役割」という言葉に負担感、義務感、違和感を 内会の維持存続に向けて何をなすべきかを整理し、歩調を合わせて取り組 感じる。 むためには、それぞれの「役割」を客観的に明示することによって、共通認 識を持つべきものと考えます 第5条 自治会等の役割 第5条 町内会・自治会の役割

(1) 町内会の地域における役割

- ○町内会とは何かを端的に明示します
- ・町内会は「地縁に基づく団体」
- ・町内会の目的は、「暮らしやすい地域コミュニティの実現・維持」
- ・町内会は地域住民の互助・親睦の推進を心掛ける
- ○町内会は地域住民の理解と参加を促すため、積極的な情報発信と開かれた運 営に取り組むよう心掛けることを明示します
- ○町内会は地域住民の多様な価値観と自主性を尊重し、活動への参加や加入を 促進するよう心掛けることを明示します
- 〇 「加入促進」は町内会と市が両輪となって取り組むべきものであることから、 双方の役割として明示します
- ○町内会の維持存続のためには、地域の実情や社会環境の変化に応じて活動を 見直し、バランスよく実行していく必要があることを明示します
- 〇町内会とその他の団体、事業者は、必要に応じ、連携して地域コミュニティ の維持に取り組むよう心掛けることを明示します

- ②町内会の役割、意義、期待について記載すべき。
- 迎社会全体において町内会はこうあるべきという位 置付けや役割・期待を記載してほしい。
- ⑦地域は地理的範囲でコミュニケーションを高める 必要があり、その担い手として町内会が必要。
- ②あまり細かく書き込まれると、書いてある内容だ けに縛られかねず、町内会として動きづらくなら ない内容にしていただきたい。
- 20町内会の役割に、民主的運営と透明性を入れるべ
- ⑤地域団体と町内会のつながりについて、条例で触 れるべき。
- ⑨地域でアクティブに取り組んでいる人は複数の組 織に顔を連ねているため、組織横断的に取り組む ことの必要性を付加する。

町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的:理念を記載するだけの

- あるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに
- るべき団体であるということを町内会、地域住民、事業者及:
- (3) 町内会の活動は、地域住民の交流によって、相互に協力し
- 民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるも

条例では実効性に疑問 がある旨の意見が多い ことを踏まえ、基本的 な施策等をできる限り 条文に加える形に全体 (条文9以降に追加)。 このため、施策を含む 全体の考え方を明らか にする意味では、「理 念」よりも「基本的な考 え方 | という見出しが より適当と考え修正し ました。

説明

以下 5,6,7 項に示す「役割」とは、町内会の維持存続に向けて、各主体が協働して取り 組んでいく際に共通認識を持つことを目的とした条例上の表現であり、各主体に対し て、何らかの責任や役務的な負担などを課すという意味を含むものではありません。 また、「努める」という表現は、たたき台で示した「心掛ける」という意味合いです。

【例】他都市の類似条例における記載(いずれも何らかの負担を課す条項ではありません)

- ・「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」
- ・「川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」

5 町内会の地域における役割

- (1) 町内会は、地縁に基づく団体として、地域的な共同活動を: 通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らし やすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとし ます。
- (2) 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとと もに、その活動への参加を促すため、その活動状況や運営に 関する情報を積極的に提供することや公開することなどに より、開かれた運営に努めるものとします。
- (3) 町内会は、地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊 重し、活動への参加や加入を促すよう努めるものとします。
- (4) 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に 応じて、町内会の連合体、他の町内会、その他地域でまちづ くり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるも のとします。

町内会の活動内容は、 団体によって様々であ ることを考慮し、具体 的な表現ではなく、「地 域的な共同活動」とし ました。

3 条例素案の(案)について (たたき台との比較) 3/4

条例素案(案) 町内会からのご意見 説明 条例の考え方 (たたき台) (R3 年度意見交換会資料) 町内会の法的性格が任 (2) 地域住民の役割 6 地域住民の役割 意の団体であることに ○基本理念を前提として、地域住民の皆さんに心掛けていただきたいことを明 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地 鑑みれば、その加入は、 ③町内会加入の強制又はそれに準じた条文を盛り込 示します 域の一員であることを認識し、町内会の意義や重要性について:地域住民の自由な意思 むべき。 ・地域住民は、自身が地域の一員であることを認識する 理解と関心を深め、町内会の活動への参加や協力に努めるもの:によって決められるべ ・町内会の意義や重要性について理解と関心を深める とします。 きものであるため、町 ・町内会の活動への参加や協力を心掛ける 内会への加入を義務化 する旨や、それに準じ た条文を盛り込むこと 39条例に強制力、指導権限、罰則を設けるべき は難しいと考えます。 7 事業者の役割 (3) 事業者の役割 町内会の法的性格が任 ③条例に事業者への強制力、指導権限、罰則を設け (1) 事業者は、自らも地域の一員として、地域コミュニティに ○基本理念を前提として、地域に事業所を置く事業者と、不動産関連事業者 意の団体であることに おける町内会の意義や重要性を理解し、町内会の活動への参 それぞれに心掛けていただきたいことを明示します るべき。 鑑みれば、入居者の町 ・事業者は自分たちが地域の一員であることを認識する 加や協力に努めるものとします。 内会への加入や会費の (2) 住宅の建築や販売、賃貸や管理(これらの代理又は媒介を:徴収に関して、不動産 ・事業者は、町内会の重要性を理解する 含む。以下「住宅の建築等」という。)を行う事業者は、住宅:事業者に義務を課した ・事業者は、地域貢献、社会貢献の見地から町内会の活動への参加や協力を ②事業者が協力することが重要であり、町内会から り、市が指導を行う旨 の建築等を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者及 心掛ける の相談・協力要請に応じてもらえるようになって の条文を盛り込むこと ・住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、新規入居者に対して、町 び入居している者に対して、地域の実情に応じて、町内会へ 欲しい。 は難しいと考えます。 の自発的な加入又は町内会の設立に資する情報の提供に努 内会の情報の提供を心掛ける 28「新規入居者に対して」、となっているが、既入居 ・住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、札幌市が行う町内会の支 めるものとします。 者に対しても必要であることを表現するべき。 援策について協力する (3) 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の 維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努 めるものとします。 (4) 市(等)の役割 8 市の青務等 ○市は、「地域住民の自発的な町内会への加入及び町内会設立を促進する」 (1) 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義や重要性に ここでは包括的な市の という基本的な意思を明示します 鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な:責務等を記載し、基本 的な施策等に関する項 ○市は、「町内会の維持と活性化のために支援を実施する」という基本的な 施策を実施するものとします。 29町内会に対する市の関わり方や求めるものを明示 目については、9以下 意思を明示します (2) 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼 すべき。 に記載しました。 ・町内会の意義と重要性を広め、町内会活動への参加や協力を進めるため、 する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負 **→** 11 広報、啓発活動や必要な支援を行う 担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとしま 〇市は、「町内会の負担軽減につながる支援を実施する」という基本的な意 す。 思を明示します (3) 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進 ・町内会の維持及び活性化のため、必要に応じ負担の軽減につながる支援 するため、必要な措置を講じるよう努めるものとします。 ~▶ 10 を行う (4) 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義や重要性 ・町内会の維持と活性化につながる支援のため、必要な財政措置を行うよ を理解し、その活動の更なる活性化を推進する視点に立っ **16** う努める て、職務を遂行するものとします。 ・町内会の活性化支援を行う際には、町内会の意見を踏まえる (5) 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理 **13** ・市が協力を依頼する事業等が町内会への負担とならないよう配慮する 解と関心を深めるよう努めるものとします。 ○市職員は地域コミュニティの重要性を理解し、活性化を進めるという視 ③市職員の町内会活動への積極的な関わり促進につ 点で職務を行うことを明記します いては賛成。 ○市は、「職員が積極的に町内会活動に関わることを促進する」旨を明示し ③市職員の町内会活動への参加について、ぜひ明示 ます してほしい。 ○市職員は、「職務を通じて、町内会活動に関わることへの理解と関心を深 ②勤務外の活動について、市の職員だから参加させ めるよう心掛ける」旨を明示します るというのはいかがなものか。

条例の考え方(たたき台)(R3 年度意見交換会資料)	町内会からのご意見	条例素案(案)	説明
	38条例に実効性があるのか疑問、不安。 39条例自体に支援策の根拠を定めるべき。	「市がどのように町内会活動を活性化していくのか具体的に示してはなく具体的な実効性のある条文が必要」といったご意見が動から、9以下に、町内会の維持と活動の活性化のために、札幌でくべき施策や、推進体制の整備などについての条項を設けました。	数多く寄せられたこと 市が継続的に行ってい
		【町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策】	
	⑩基本的な考え方を定める条例だけでなく、それに付随する施行・運用面の方針を示すものをしっかりと定めていけば、よりわかりやすく条例への理解がより深まるのではないか。⑫条例を作っただけで終わるようなことがあってはならない。⑪町内会の金銭的な負担軽減策を考えてもらいたい。	9 加入促進等 市は、地域住民の自発的な町内会への加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとします。 10 町内会の負担の軽減市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとします。	基本的な施
	③市の役割としては、参加と協力を得るための、広報・啓発活動への支援や町内会の負担軽減に繋がる支援を行うことと考える。⑤担い手不足への施策を条例に盛り込むべき。	11 広報啓発等 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解と関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加や協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとします。 12 人材の育成等 市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとします。	**
	④条例施行後も意見交換の場を設けるような条文を考えて欲しい。④町内会に関するアンケート調査については今後も継続していって欲しい。	13 意見交換会等 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、実施する際には、町内会の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会や意向調査等を実施するものとします。 14 推進体制の整備 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するもの	持続的な支援を推
		2します。 15 施策の実施状況の公表 市長は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策の実施状況を毎年度公表するものとします。 16 財政上の措置 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。	進するための施策

下記の支援策案の(案)は、町内会からのご意見を踏まえて検討した「支援策案の方向性の案」です。

今後、更なる町内会のご意見等を踏まえて、実施の可否や予算措置も含めて市役所及び議会で検討を行っていくものであり、実施が確定したものではありません。

【新規】: 新規事業 【レベ】: 既存事業のレベルアップ 【継続】: 既存事業

意見交換会で市から示した「たたき台」		意見交換会で町内会からいただいた主なご意見		町内会からのご意見を踏まえた支援策案の(案)	
検討テーマ	解決策の方向性	急先又換去で両内去からいただいた主なと急先		町内会からのこ思見を踏まえた又接束条の(条)	
(1)町内会加入促進 支援・町内会を 性化支援施策の 充実	①加入促進の支援として、不動産事業 者へ町内会加入や会費徴収について 協力を得るための方策を検討	 ・不動産事業者に対し、加入促進に係る協力を得られるよう、市から働きかけて欲しい。 ・不動産事業者に対し、町内会費の徴収や納入を行ってもらえるよう、市から働きかけて欲しい。 ・不動産事業者は、入居者に対して加入促進をして欲しい。また、地域の町内会を案内して欲しい。 ・町内会が共同住宅の入居者へ加入促進を行うに当たり、市の支援が欲しい。 ・地域活動へ参加する事業者へインセンティブを与えるような制度を創設してはどうか。 	227	1 不動産関連団体との取組強化 【レベ】 2 不動産事業者(団体加盟・非加盟問わず支店単位まで)への協力依頼 【新規】 ・仲介業者、管理会社、ディベロッパー等に対し、町内会費の徴収や加入促進活動への協力を依頼 3 建築確認に係る関係機関との協力体制強化 【レベ】 ・建築確認申請時に、民間指定検査機関から建築主等に対して協力依頼チラシを配布していただくよう協力依頼 ・町内会が建築確認申請の情報を必要とした場合に、その情報を入手しやすい方法について検討 4 不動産・建築事業主等と町内会の協議の場における市職員の立ち会い 【新規】 ・新築マンションの建築時に、町内会の求めに応じ、町内会と建築主、管理会社等との協議の場に、まちセン所長等が立ち会い 5 「マチトモパートナー企業認定制度」の創設を検討 【新規】 ・町内会活動に協力する事業者を「マチトモパートナー企業」に認定し、協力実績に応じて表彰、広報	
		 ・地域住民は地域の一員であり、町内会は重要であるということを広報・啓発して欲しい。 ・加入促進のため、町内会の活動内容や町内会へ加入するメリットをPRするような支援策を検討して欲しい。 ・若い人に町内会の魅力を伝える方法について検討して欲しい。 ・町内会入会を促す積極的な広報を広報さっぽろや区役所等で展開して欲しい。 	136	6 条例施行のタイミングで「大規模加入促進キャンペーン」を展開 【新規】 ・「条例の周知と加入促進」を主眼としたSNS広告、Web広告、TVCM等によるPRや、不動産関連 事業者等との連携イベント等を実施 7 条例施行のタイミングで「各区加入促進キャンペーン」を展開 【新規】 ・各区の地域特性や課題、体制等を踏まえ、「条例の周知と加入促進」を主眼とした転入者等への直接的な 働きかけの取り組みを実施	
	②市民集会施設の建築等に対し、経費 的負担の軽減を図る方策を検討	・施設が老朽化する中、改築や修繕等に係る費用負担が大きいため、補助額や 補助率を増して欲しい。 ・改築や修繕等に係る費用だけでなく、維持管理費への支援も行って欲しい。	44	8 市民集会施設建築等補助事業の見直しを検討 【レベ】 ・施設運営の現状や地域のニーズを把握した上で、地域の活動拠点を確保できるよう、補助事業の見直しを 検討	
	③町内会活動において発生する事故等 への負担の軽減を図るための方策を 検討	・町内会活動全般に係る保険の支援をして欲しい。 ・道町連共済や民間の保険を活用している。 ・第三者に対して損害賠償を負う事故事例があった(18件)/なかった(47件)	135	9 町内会活動保険に係る支援の在り方を検討 【新規】 ・地域の実情や他都市導入状況を勘案したうえで検討	
	④町内会活動費を圧迫する要因に対応 した財政的支援を検討	・町内会の諸活動に係る助成をして欲しい。 ・パートナシップ排雪、ごみステーション管理、私設街路灯などの負担軽減の ため、住民組織助成金を増額して欲しい。	49	10 住民組織助成金の増額を検討 【レベ】 ・前回改定時から消費増税や諸物価の値上がり等により活動費が増嵩していることを踏まえ検討	
	⑤コロナ禍における町内会活動や、 コロナ後を見据えた町内会活動の 活性化につなげる方策を検討	・町内会活動のデジタル化を推進するための支援をして欲しい。・電子回覧板などオンラインの情報発信に係る支援をして欲しい。	45	11 町内会のデジタル活用に係る環境整備費用の助成を検討 【レベ】 ・町内会におけるデジタル活用に向けた環境整備への補助を検討	
(2)地域への依頼 事項の見直しな ど負担軽減全般	⑥市からの依頼事項の多さによる負担 (量・分野)の軽減につなげるため 市の「地域への依頼ガイドライン」 の見直しを検討し、庁内で徹底する	・市からの依頼事項が多いため、依頼事項の見直しや負担の軽減をして欲しい。・地域への依頼ガイドラインの見直しや遵守徹底を検討して欲しい。	41	12 「地域への依頼ガイドライン」の見直しを検討、庁内で徹底 【レベ】 ・ガイドラインの徹底を図るため、実践状況を各部局から定期的に報告させる仕組み、具体的な負担軽減策 の検討を各部局に働きかける仕組み等を構築するなど、ガイドラインの見直しを検討	

【新規】: 新規事業 【レベ】: 既存事業のレベルアップ 【継続】: 既存事業

意見交換会で市から示した「たたき台」		辛日本係み不町中みもといただいたまれず辛日		町中へからのでき日を吹まった主体を守の(字)	
検討テーマ	解決策の方向性	意見交換会で町内会からいただいた主なご意見 		町内会からのご意見を踏まえた支援策案の(案)	
 ごみステーしているこの軽減を図の軽減を図の軽減を図の軽減を図である。 (3)ごみステーション管理の負担軽減 (3)ごみステーションで理の負担軽減 (3)ごみステーションでは、 (3)ごみステーションでは、 (3)ごみステーションでは、 (3)ごみステーションでは、 (3)ごみステーションでは、 (4) ことから、 (5) ことから、 	⑦ごみステーションの管理負担や、 ごみステーションの設置場所に苦慮 していることに対して、経費的負担 の軽減を図る方策を検討	・ごみステーションの設置に協力してくれた方への謝礼代を援助して欲しい。 ・維持管理にも費用が係るため、負担軽減について検討して欲しい。	19	13 ごみSTに係る町内会活動への助成制度の創設を検討 【新規】 ・町内会区域に設置されているごみST数に応じて維持管理に係る経費の助成を検討 ※助成の在り方やその手法、対象とするごみSTなど、課題を整理したうえで検討	
	⑧設置が義務付けられていない共同 住宅への専用ごみステーション設置 へ誘導	 ・共同住宅は専用ごみステーションを設置して欲しい。 ・共同住宅の居住者が町内会のごみステーション利用する場合、ルールやマナーについて市が指導して欲しい。 ・ごみステーションの排出ルールなどについての広報・啓発活動を充実させて欲しい。 ・ごみステーション設置や利用に当たっての指導を徹底して欲しい。 	75	14 すべての共同住宅における「専用ごみステーション設置の明確化」及び「利用者のごみステーション費用負担の明確化」(要綱改定) 【レベ】 ・「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を改定し、すべての共同住宅について専用ごみST設置に係る努力規定を設ける(近隣に居住する市民とごみSTの共用の合意がなされている場合を除く)。また、ごみSTの利用者が協力する規定に、管理機材の「購入」を追加し、利用者の費用負担について明確化する	
				15 ごみのトラブル解決窓口の開設(ごみ問題解決に向けた更なる積極的な関与) 【レベ】 ・清掃事務所がワンストップ窓口となり、地域のごみ問題に向け、さらに積極的に関与	
	⑨折り畳み式箱型管理器材・箱型ごみ ステーションの利用が増加している ことから、経費的負担の軽減を図る	 過去と比べ、機材が高くなっているため、補助額を増額して欲しい。 是非カラス被害が少ないものを設置できるように、資材の購入助成金については半分補助くらいで検討して欲しい。 ごみSTの設置場所の確保について苦慮している。 (個人宅の前だと断られる。空き地がない) 	45	16 管理器材等助成事業の上限額の引き上げを検討 【レベ】 ・各管理器材の実勢価格に合わせた上限額の引き上げを通して、適切な管理器材の使用促進、専用ごみST の設置義務のない共同住宅(5戸以下)における設置促進、購入費用に係る経済的負担を軽減	
	方策を検討			17 町内会が敷地内に箱型ごみステーションを設置する際の助成率と上限額の引き上げを検討【レベ】 ・町内会以外の団体との公平性を踏まえて検討	
(4)パートナーシップ 排雪の負担軽減	⑩従来のパートナーシップ排雪に加え 地域支払額が7割程度となる排雪 断面を設定した選択制を継続して 実施	・地域支払額の軽減をして欲しい。・割安な金額で実施できるため、選択制の継続を希望する。・経費が安く済むとしても弊害があり、選択制の継続を希望しない。	79	18 パートナーシップ排雪の選択制を継続【平成29年度より実証実験(令和元年度から選択制を開始)】 【継続】 ・選択制の維持や地域支払額軽減の意見があるため、選択制を継続 【令和2年度に実証実験を実施した団体へのアンケート調査結果(N=127)】 ①断面の選択制:良いと思う(87%)②次年度の利用:希望する(76%)	
(5)私設街路灯の 負担軽減	②私設街路灯の維持に係る経費的負担 の軽減を図る方策を検討	・補助の引き上げは助かっている。LED化の促進につながる。 ・私設街路灯については徐々に市に引き継ぎたい。制度を継続して欲しい。 ・私道にある私設街路灯の維持にかかる経費的負担を軽減して欲しい。	41	19 電灯料金補助率、LED灯設置補助限度額の引き上げ 【継続:令和2年度より実施】 ・LED化された市道上の私設街路灯について、市への引継ぎを推進	
(6)自主防災活動への 支援充実	③劣化や毀損により活用が困難な防災 資機材、重くて移動に苦慮する旧型 資機材について更新を検討	・防災資機材の劣化・老朽化はかなり進んでおり、更新に向けた支援を行って欲し い。	29	20 防災資機材の新型への更新を検討 【レベ】 ・防災資機材の劣化・老朽化により更新を希望する自主防災組織に対して、防災資機材の状態を確認後に実 施を判断	
	④防災資機材の保管場所について支援 策を検討	・防災機材の保管場所に苦慮しているため、公園に保管させて欲しい。 ・防災資材の保管場所がない。市の土地に置かせて欲しい。	33	21 市有地(公園・学校)等の更なる活用を検討 【レベ】 ・活用の可否や内容について、関係部局において継続協議中	
	⑤地域の特性に応じた地区防災計画の 策定を支援	・市の援助を得て防災計画を作成した。良い支援であり、取り組みを広げて欲し い。	5	22 地区防災計画作成の取り組み地域の拡大 【継続:令和2年度より実施】 ・計画策定に向けたワークショップやセミナー開催等により地域の支援を実施	
(7)市職員が町内会 活動に参加・ 協力しやすい 環境づくり	⑥市職員の町内会活動への積極的な 参加につなげるための職場環境 づくりの検討	・市職員、市職員OBに町内会活動へ積極的に参加して欲しい。 ・市職員が町内会活動に参加できる環境整備を進めて欲しい。 ・市職員の意識の醸成や研修が必要。	119	23 人材育成基本方針に町内会活動を含めた公務外活動に参加意欲のある職員に配慮した職場環境 づくりの推進を明記 【継続:令和2年度より実施】 24 自己申告書Aに「公務外活動の状況記入欄」を新設 【継続:令和2年度より実施】 25 町内会活動の理解促進のための職員研修の充実 【新規】 ・条例の施行と併せて、職員に対し地域コミュニティにおける町内会の意義や重要性などについて理解を 深めるための職員研修を実施	

[※] 解決策の方向性⑪でお示ししていた「地域支払額決定時期の前倒し検討」については、「前倒しを希望しない」意見が多数であったため、支援策案の(案)としての提示は見送ります。